

当センターは 「犯罪被害者等早期援助団体」です

当センターは、平成20年4月1日、千葉県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害に遭われた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出てまいります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が、支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、当センターに連絡をいただけるようになりました。

この連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただきます。

なお、当センターの役職員には、守秘義務がありますので、ご安心下さい。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

賛助会費・寄付のご案内

賛助会費 ■法人(団体) 1口 2万円
■個人 1口 2千円

私たちの活動は皆様の犯罪被害者を支援する愛と思いやりの賛助会費・ご寄付によって運営されております。皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの払込用紙に住所・氏名・電話番号、賛助会費または寄付の別を明記し、下記口座番号までお振り込みください。

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
《口座番号》00130-5-591584

なお、事務局へご連絡いただければ、専用の振込用紙をご送付いたします。TEL043(225)5451

相談・支援…

無料
秘密を守ります

月曜日～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時

相談電話番号

043-225-5450

電話相談

カウンセリング
(要予約)

面接相談
(要予約)

付き添い

※詳しくはホームページ「千葉CVS」をご覧ください。



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル7F
事務局 TEL 043-225-5451
FAX 043-225-5453
ホームページ <http://www.chibacvs.gr.jp>



このリーフレットは共同募金の助成により作成されています。

事件・事故に あわれた方へ

一人で悩まないで

わたしたちは
あなたを支援しています



千葉県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター
相談電話 043-225-5450

ごあいさつ

飯田前理事長の後を引き継ぎ、平成28年6月より理事長を仰せつかりました大橋です。よろしくお願いいたします。

さて当センターは、平成16年2月に設立され、以来12年が経過いたしました。その間に相談・支援等の取扱い件数は大幅に増加し、平成27年度は1,500件に達しております。また、平成28年4月からは、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、国や地方公共団体等と連携・協力し、支援活動を推進しております。

民間の犯罪被害者等支援団体である当センターの役割は、犯罪被害者ご本人やそのご家族の個々の事情に応じたきめ細かな支援を、継続的に提供することにあると考えております。被害者ご本人やご家族の方々が置かれている状況はさまざまであり、そうした状況に応じ臨機応変に対応していくことが求められています。犯罪被害者支援の目指すところは、ニーズにあった支援を必要とときに誰に対しても提供することができることにあります。

そのためには充実した相談・支援体制を構築していかなければなりません。そして、その中核を担っているのが相談員です。体制の充実と支援に携わる相談員の育成は一朝一夕に達成することは難しいとは思いますが、これからも一歩一歩着実に進めていきたいと考えております。

皆さまには、犯罪被害者支援の重要性と必要性をご認識いただき、当センターの活動にご理解・ご協力いただきますよう、こころよりお願い申し上げます。

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター
理事長 大橋 靖史

役員紹介

理事長	大橋 靖史	大学教員
副理事長	高橋 一弥	弁護士
副理事長	醍醐 誠一	保護司
専務理事	森本 志保	医師
理事	友田 直人	団体役員
//	種原 伸介	大学教員
//	橋本 正次	大学教員
//	磯邊 聡	大学教員
//	御簾納 誠	団体役員
//	安田 昌子	会社員
//	岡嶋 祐子	医師
//	田村 哲子	会社役員
監事	内海 文志	弁護士
//	黒田 忠正	税理士
顧問	千葉県知事	
//	千葉県警察本部長	

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターは、犯罪被害に対する専門的知識、技術を備えた犯罪被害相談員等がこのような活動を行っています。

相談・カウンセリング

電話での相談業務を行っています。
必要に応じて継続的なカウンセリングを行います。

直接的支援

警察・裁判所・病院等関係機関への付き添いを必要に応じて行うとともに、刑事手続きの説明及びその補助を行います。

犯罪被害者とその家族・遺族の方々

(交通事故被害者を含む)

関係機関との連携

関係機関・団体等との連携を密にし、的確な支援活動を行い、被害者の負担の軽減に努めています。

自助グループへの支援

同じような被害に遭われた方へ、交流場所の提供をしたり、活動の支援を行います。

犯罪被害者等給付金申請手続きの補助

犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要等を説明します。

被害者支援に関する調査・研究

適切な被害者支援活動を行うために調査・研究をしています。

相談員・直接支援員の人材育成

支援員養成講座を開設し被害者を支える社会づくりの担い手の育成及び相談員の資質の向上を図るために継続的な研修を実施しています。

広報・啓発活動

被害者支援のキャンペーンやチラシ・リーフレットの配布等、幅広い広報・啓発活動をしています。